

令和8年度（2026年度） 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請のご案内 県外校（専攻科を含む）

長野県では、授業料に対する就学支援金とは別に、授業料以外の教育費負担軽減を目的として、一定の所得以下の世帯に対して奨学給付金を支給します。

なお、この奨学給付金は返済不要です。

1 支給対象者

（1）新制度と旧制度

次の全ての要件に該当する世帯です。

【専攻科以外】

○新制度

ア 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校等に在学し、高等学校等就学支援金（新制度）の受給資格者であること。

イ 高校生等の保護者等が、長野県内に住所を有すること。

ウ 高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること又は高校生等の保護者等全員の住民税所得割額の合算額が（ア）～（ウ）のいずれかに該当すること。

※家計急変は別途案内します。

（ア）0円（非課税世帯）

（イ）100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）

（ウ）105,500円以上182,500円未満（年収380～490万円相当の世帯）

○旧制度

ア 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校等に在学し、高等学校等就学支援（新制度）の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和8年新入生である留学生を除く）

イ 高校生等の保護者等が、長野県内に住所を有すること。

ウ 高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること又は高校生等の保護者等全員に住民税所得割額が課税されていないこと。※家計急変は別途案内します。

【専攻科】

○新制度

ア 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校専攻科に在学し、高等学校等就学支援（新制度）の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和8年新入生である留学生を除く）

イ 高校生等の保護者等が、長野県内に住所を有すること。

ウ 高校生等の保護者等全員の住民税所得割額の合算額が（ア）～（ウ）のいずれかに

該当すること（生活保護を受給しているか否かに関わらず対象）。

※家計急変は別途案内します。

（ア） 0円（非課税世帯）

（イ） 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）

（ウ） 105,500円以上264,500円未満（年収380～600万円相当の多子世帯）

※（ウ）については、扶養する子等が3人以上の世帯に限る。

○旧制度

ア 対象となる高校生等が認定基準日時点で高等学校専攻科に在学し、高等学校等就学支援（新制度）の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和8年新生である留学生を除く）

イ 高校生等の生計維持者が、長野県内に住所を有すること。

ウ 高校生等の生計維持者全員の住民税所得割額の合算額が（ア）～（ウ）のいずれかに該当すること（生活保護を受給しているか否かに関わらず対象）。

※家計急変は別途案内します。

（ア） 0円（非課税世帯）

（イ） 100円以上105,500円未満（年収270～380万円相当の世帯）

（ウ） 105,500円以上264,500円未満（年収380～600万円相当の世帯）

※（ウ）については、扶養する子等が3人以上の多子世帯に限る。

***住民税所得割額 = (道府県民税所得割額 + 市町村民税所得割額) × 保護者人数**

（２）注意事項（新制度及び旧制度共通）

○支給対象外

ア 高校生等に対して特別支援学校の高等部に在学している者

イ 高校生等に対して、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となり、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者（母子生活支援施設の高校生等は除く）

ウ 10月2日以降に入学した場合

エ 単身赴任等により保護者が他の都道府県に在住している（別居している）場合で、他の都道府県に申請を行っている場合

オ 7月2日以降に入学する者について、すでに他の都道府県（長野県教育委員会を含む）で同様の給付を受けている場合

カ 奨学給付金の受給回数に関して、全日制は3回、定時制・通信制は4回が上限となります。

○基準日について

ア 7月1日以前に在学していれば、7月1日が基準日になります。

イ 7月2日以降10月1日までの間に入学している場合は入学日が基準日となります。

ウ 7月1日に休学している者が7月2日～10月1日までの間に復学した場合は、復学日が基準日となります。

2 給付金額（年額）

（新制度）

（1）奨学給付金の支給額

所得要件等		通信制以外	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円		52,100円
2	住民税非課税世帯 （保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 0円の世帯）	152,000円	52,100円	
3	年収が270～380万円相当の世帯 （保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 100円以上105,500円未満の世帯）	50,670円	17,370円	
4	年収が380～490万円相当の世帯 （保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 105,500円以上182,500円未満の世帯）	38,000円	13,030円	
5	年収が380～600万円相当の多子世帯 （生計維持者全員の住民税所得割額の合算額が 105,500円以上264,500円未満で扶養する子が3人 以上の世帯）			13,030円

※ 1年生で一部早期給付（4～6月分）の交付申請を行っている場合、7月1日現在の世帯区分の年額から一部早期給付の相当額を差し引いた額の申請になります。

（2）制服が喪失、毀損した場合の再購入の加算額

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、再度制服の購入が必要である高校生等には当該災害等につき1回限り、1人当たり下記支給額を加算することができます。

【専攻科以外】

住民税所得割額の合算額が0円の世帯（住民税非課税世帯）	住民税所得割額の合算額が100円以上105,500円未満の世帯	住民税所得割額の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯
81,000円	27,000円	20,250円

【専攻科】

住民税所得割額の合算額が0円の世帯（住民税非課税世帯）	住民税所得割額の合算額が100円以上105,500円未満の世帯	住民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満の多子世帯
81,000円	27,000円	20,250円

(旧制度)

(1) 奨学給付金の支給額

所得要件等		通信制以外	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円		52,100円
2	住民税非課税世帯	152,000円	52,100円	
3	年収が270～380万円相当の世帯 (保護者等全員の住民税所得割額の合算額が 100円以上105,500円未満の世帯)			10,420円
4	年収が380～600万円相当の多子世帯 (生計維持者全員の住民税所得割額の合算額が 105,500円以上264,500円未満で扶養する子が3人 以上の世帯)			10,420円

※ 1年生で一部早期給付（4～6月分）の交付申請を行っている場合、7月1日現在の世帯区分の年額から一部早期給付の相当額を差し引いた額の申請になります。

(2) 制服が喪失、毀損した場合の再購入の加算額

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、再度制服の購入が必要である高校生等には当該災害等につき1回限り、1人当たり下記支給額を加算することができます。

【専攻科以外】

住民税所得割合算額が0円の世帯（住民税非課税世帯）	81,000円
---------------------------	---------

【専攻科】

住民税所得割額の合算額が0円の世帯（住民税非課税世帯）	住民税所得割額の合算額が100円以上105,500円未満の世帯	住民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満の多子世帯
81,000円	16,200円	16,200円

3 提出先及び問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-1
長野県 県民の学び支援課 私学振興係
(連絡先：026-235-7058 9時～16時30分)

4 提出期限

下記期限までに申請書類一式を提出してください。

基準日	提出期限
令和8年7月1日	令和8年9月30日（水）当日消印有効
令和8年7月2日～10月1日	令和8年11月30日（月）当日消印有効

*家計急変を除き、10月2日以降は申請受付ができません。

長野県外の私立高等学校等に在学する場合の申請方法

1 申請書類の入手方法

下記 URL（長野県ホームページ）及び
QRコードからダウンロードできます。



<https://www.pref.nagano.lg.jp/ken-manabi/kyoiku/gakko/shiritsu/annai/shogakukyuufureiwa8.html>

2 申請書類（専攻科以外）

	対象者	提出書類
①	全員	長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号） 様式1（別紙）を参照して記入をお願いします。
②	全員	添付書類（振込先口座の通帳写し）台帳（様式第2号） 申請者と口座名義人が同一であることを確認してください。
③	全員	在学証明書 基準日を確認していただき、学校へ作成を依頼して提出してください。
④	高校生等が 日本国籍	就学支援金認定通知書又は、高校生等の住民票のいずれか 就学支援金認定通知書が無い場合は、住民票の原本を提出してください。
⑤	高校生等が 外国籍	就学支援金認定通知書または、高校生等の下記の書類のいずれか 就学支援金認定通知書が無い場合は、住民票の原本、特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピーのいずれか。家族滞在の場合は小学校及び中学校の卒業証明書も必要です。
⑥	生活保護 受給世帯	生活保護受給証明書 福祉事務所等で証明を受けてください。
⑦	住民税所得割額 の世帯合計が 182,500円未満	令和8年度課税証明書 保護者等全員分の課税証明書の原本を提出してください。 住民税所得割額の合計金額が182,500円未満であることを確認してください。
⑧	被災した方で 制服の再購入が 必要な世帯	制服の再購入に係る誓約書及び制服の再購入に係る証明書（様式第3号）、罹災証明書
⑨	振込先を 第3者に変更 する場合	委任状（様式第4号） 委任する個人（法人）の捺印は必要です。

3 申請書類（専攻科）

	対象者	提出書類
①	全員	長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号） 様式1（別紙）を参照して記入をお願いします。
②	全員	添付書類（振込先口座の通帳写し）台帳（様式第2号） 申請者と口座名義人が同一であることを確認してください。
③	全員	在学証明書 基準日を確認していただき、学校へ作成を依頼して提出してください。
④	高校生等が 日本国籍	就学支援金認定通知書又は、高校生等の住民票のいずれか 就学支援金認定通知書が無い場合は、住民票の原本を提出してください。
⑤	高校生等が 外国籍	就学支援金認定通知書または、高校生等の下記の書類のいずれか 就学支援金認定通知書が無い場合は、住民票の原本、特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピーのいずれか。家族滞在の場合は小学校及び中学校の卒業証明書も必要です。
⑥	生活保護 受給世帯	生活保護受給証明書 福祉事務所等で証明を受けてください。
⑦	住民税所得割額 の世帯合計が 264,500円未満	令和8年度課税証明書 保護者等全員分の課税証明書の原本を提出してください。 住民税所得割額の合計金額が264,500円未満であることを確認してください。
⑧	被災した方で 制服の再購入が 必要な世帯	制服の再購入に係る誓約書及び制服の再購入に係る証明書（様式第3号）、罹災証明書
⑨	振込先を 第3者に変更 する場合	委任状（様式第4号） 委任する個人（法人）の捺印は必要です。
⑩	扶養する子が 3人以上いる 世帯	扶養親族申告書（様式第5号） ・令和7年12月31日時点の生計維持者全員の市町村税上の扶養親族（配偶者を除く）を記載してください。 ・令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合、その子等について記載してください。（合わせて証明書類を提出してください。）